

# 平成21年度 事業計画書



## ●地域福祉活動計画の基本理念(スローガン)

住民主体の地域福祉活動の拡充により

「ふれあって ささえあって わかりあえる地域社会」を実現しよう!

社会福祉法人 京都市南区社会福祉協議会

# 平成21年度 事業計画

## I 基本方針

### 1. 地域と福祉・暮らしをめぐる動向と社協の役割

#### (1) 「生活苦」の広がりに対応するために

昨年来の大変な経済不況のもとでの派遣切り・リストラによって、“格差社会”はいっそう厳しいものになっています。実際、生活福祉資金貸付事業の中でもホームレス状態にある人、自己破産状態にある人から相談が寄せられるようになってきています。

南区社協が持っている機能やつながりを強め、こうした状態に置かれた区民、市民や、経営環境の悪化の渦中にある企業・自営業者にも十分配慮し活動推進にあたることが大切になります。

#### (2) 「地域福祉権利擁護事業」を一層充実させるために

高齢者や障害のある人、こころに大きな悩みを持つ人たちなど、地域福祉権利擁護事業を通じて、社協の専門員、生活支援員や地域の関係者・近隣者が“良き隣人”として寄り添い、見守りと支えを必要とする区民が多くいます。

たくさんの時間と労力、配慮を必要とする本事業ですが、南区社協として、今後一層多くの当事者の相談に応じられるよう努めていくことが求められています。

#### (3) 高齢者・障害のある人・児童の「安心と安全」のために

高齢者や障害のある人、児童などを狙った様々な悪質商法や犯罪は目に余る状態にあります。また、生命や健康を奪う火災・交通事故も無関心ではできません。さらに、自然災害(地震・豪雨など)から住民の生命と暮らしを守ることも重要課題になっています。

南区社協は、福祉団体としての立場から、区行政・各種団体連絡協議会の取り組みに協力・連携し、住民の安心・安全のための地域づくり活動に一層力を注ぐことが求められています。

## (2) 学区社協活動の活性化と新たな発展のための活動を進める

健康すこやか学級の全学区実施と内容充実、福祉啓発・担い手づくり講座などの研修活動、子育て支援、安心・安全対策などの課題を着実に実施していくための方針づくりと学区社協活動者の交流機会づくりに取り組みます。

## (3) 地域福祉権利擁護事業の更なる発展を進める

市・区社協の予算要望運動の結果、平成20年度までの南区の利用契約実績が評価され、平成21年度予算で本事業の担当職員1名(嘱託研究員)を配置できることになりました。これを受け、限られた職員体制の中にあっても、利用契約を増やし、また生活支援の活動充実を進めます。

## (4) 地域福祉推進のためのネットワーク活動の強化をはかる

「こころの健康を考える会」「子ども問題連絡会」「地域福祉推進会議」をはじめ、「地域包括支援センター」等のネットワーク活動の充実(例えば、子育て支援ルーム開所日の増加など)が図られてきました。今後、それぞれのネットワーク組織の目的に応じ、一層、関係者の連携づくり・活動強化を進めていきます。

## (5) 効果的で、わかりやすい、財政活動づくりを進める

賛助会費・共同募金など社協の重要財源は、関係者の努力によって、平成20年度はなんとか必要額を確保することができました。しかし、住民の暮らしや企業の経営環境が悪化するもとで、今後は厳しい事態になることは確実です。住民・企業の期待に応えられるよう、一層その効果的な運用と情報公開に耐えうる財政構築を進めます。

## 3. 法人設立20年を超え、新たに発展する社会福祉法人に

役員・評議員の任期満了に伴う役員改選を機会に、さらに役員・評議員・会員団体の連帯、話し合いを大事に、社協活動の発展に責任を持つ法人運営の強化にあたります。

また、少人数の事務局体制のもとで、学区社協活動、地域福祉権利擁護事業、生活福祉資金貸付、ボランティア活動、ネットワークづくり、法人運営などの事業全般に関し、法人として「何を優先すべきか」を明らかにして、職員が一層業務に力を集中、専念できるようにします。

④地域福祉基金・ボランティア振興基金の造成	規程の整備(目的、運用等) 5月理事会に上程
⑤助成団体・企業との連携促進	区社協に対し、長年にわたり財政的支援をいただいている団体・企業の期待に応えられるよう、助成・寄付金の有効活用の方途を検討し実施する。
2 社協活動・助成に関する規程の整備	現行の助成要綱の見直しなど
3 事務局活動拠点の施設整備	地域福祉活動の進展のために一層役立つよう、区社協事務所とボランティアセンターの整備をはかる。

### <重点の取り組み>

#### ●賛助会員募集活動の改善を進める

- ①区民・企業の理解のもと、継続して協力が得られる賛助会員制度にするため、見直しを進める(学区社協会長会議などで協議、各学区自治連合会の連携)。

#### ●共同募金運動との連携の強化

- ②共同募金会と連携して研修・啓発活動、募金活動を進めるとともに、配分金の使途が市民の賛同を得られるよう有効活用を促進する(共同募金会との連携、助成団体との懇談・連絡調整)。

<メモ>

### 3. 学区社会福祉協議会活動の推進

事業項目	取り組み目標
1 学区社協・重点活動の推進、支援	
主な取組み	
①健康すこやか学級活動の推進	全学区での実施を目指す。学区社協活動交流、研修会実施、実施要綱の新規策定しなど
②見守りと支援のネットワーク活動の推進	関係行政、地域包括支援センターなどと連携し、各学区の実情に応じ協力にあたる。
③各活動の実施に関する推進・支援	活動助成を継続する。助成要綱の見直しについて検討する。
2 学区社協相互の連携の促進	
①学区社協会長会議の開催	1～2回(重要課題に関する協議)
②学区社協活動交流会の開催	1回(活動者交流)
3 学区社協活動財源の確保のための連携・支援	
①賛助会員募集の推進、自治連等関係団体との連携	学区社協活動の基本財源の確保(上記参照)

## 5. 障害者福祉分野の活動推進

事業項目	取り組み目標
1 南区こころの健康を考える会への参画と事業推進	啓発、マップづくり、ボランティア養成など一層の充実をはかる。
2 こころのふれあい交流サロン“みなみ”の運営	利用者サービスの充実をはかる。 「居場所」の開拓・活用促進。
3 共同作業所すぎなハウスの運営支援	経営の安定化、地域交流の促進
4 当事者・家族会、ボランティアグループとの連携・支援	区域・学区の各家族会、グループ・NPOとの連携を一層進める。
5 障害者福祉に関するネットワークの推進	障害者地域生活支援センターとの連携 など
6 社会福祉施設との連携	地域、関係団体、ボランティアグループ、NPO との連携促進

### <重点的な取り組み>

#### ●こころの健康づくり活動の充実

- ①こころの健康を考える会への参加・連携をもとに、ネットワークの強化、研修活動を促進。
- ②メンタルヘルス（こころの健康）サポートボランティアの養成。<再開>
- ③「南メンタルヘルス・マップ」（仮称）の作成（～22年度）。<新規>

<メモ>

## 6. 子育て支援・児童福祉分野の活動推進

事業項目	取り組み目標
1 南区子ども問題連絡会（南子連）への参画と事業推進	
①子育て支援ルームすくすくみなみの運営	開所日の増加、パンフ作成などPRを促進する。
②子育て支援ボランティアグループとの連携・支援	子育て支援ルームの運営、ボランティア養成等連携促進をはかる。
③イベント「親子みんなでつながろう」の開催	親子のつながりが一層進むよう内容の充実をはかる。
2 南区子育てマップ（ホームページ）の運営	新鮮な情報発信につとめる。
3 当事者・家族会、ボランティアグループとの連携・支援	子育てサークル、子ども文庫等の活動支援を行う。

●災害対策活動の推進

- ①社協の立場からの関係行政、障害者地域生活支援センター、学区社協、関係団体と連携し、要配慮者支援のための活動推進にあたる。
- ②区役所と共同して南区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成する。

<メモ>

8. 福祉相談（地域福祉権利擁護事業・生活福祉資金貸付事業等）の推進

事業項目	取り組み目標
1 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の推進(基幹的社協として)	
①福祉サービス利用援助の実施	利用契約件数の増加
②生活支援員の登録促進、研修	生活支援協力者の参加促進、支援員と事務局との連携強化にあたる。
2 生活福祉資金貸付事業に関する相談と事務運営	民生児童委員会、福祉事務所との連携をはかる。そのための研修会を実施する。
3 その他 福祉に関する相談対応	市民からの各種の相談・問い合わせに親切に応じる。そのための情報収集・発信に努める。

<重点的な取組み>

●地域福祉権利擁護事業の充実

- ①平成21年度京都市予算で南区社協の人員増員（嘱託研究員1名配置）が実現したことを受け、利用契約者の増数及び支援内容の充実に努める。そのため、生活支援員・地域・関係機関との連携をはかる。

●生活福祉資金貸付事業の充実

- ①深刻な不況による住民の生活苦支援のため、相談者の立場から本制度の運用（貸付・償還支援など）にあたる。そのため民生児童委員会・福祉事務所との連携強化に努める。

<メモ>

<メモ>

## 11. 区社協事務局の運営

事業項目	備考
1 第2期地域福祉活動計画の具体化	地域福祉活動計画のシンポジウム
2 地域福祉権利擁護事業の運営体制の整備	利用契約者数の増加と生活支援員との連携充実
3 社協活動に関する PR、情報発信活動の強化	パンフレットの発行・普及、広報活動
4 社協が運営する地域福祉施設との連携の充実	老人福祉センター、地域包括支援センター、老人デイサービスセンター、児童館など、
5 区社協事務局の業務内容・分担の適正化	学区社協、関係団体とのつながりを大事に、事務局業務を見直し、効果的な運営をはかる。

### <重点的な取組み>

#### ●地域福祉権利擁護事業の利用者数を伸ばすための業務体制

- ①平成21年度に、地域福祉権利擁護事業の利用者数を増やすとともに、丁寧な支援を行えるよう区社協・学区社協役員の理解のもと事務局業務のあり方を見直す。

<メモ>

以上